



就職支援セミナー 「就職を成功させるための講演会」

とき 18日(土)

午後1時～3時

ところ サン・ファン館

対象者 県内の母子家庭の母および寡婦

参加費 無料

託児 3歳～小学2年生

(要予約)

申し込み 講演会前日の午後4時

まで、住所・氏名・連絡先・託児の有無を記入の上、FAXまたは、Eメールでお申し込みください。

申・問 宮城県母子福祉連合会

TEL・FAX 022・256・6512

Eメール

miyagi-boren@16.dion.ne.jp

宮城いきいき学園生 (平成19年4月入学生)

生涯学習および健康と生きがいづくりの場を提供し、地域の高齢者のリーダー養成を目指します。

対象 県内に居住するおおむね60歳以上で継続して通学可能な方。

通学場所

(1)仙南校…グリーンピア岩沼

(2)大崎校…大崎生涯学習センター

(3)石巻校…

東松島市コミュニティセンター

(4)気仙沼…本吉校…

気仙沼中央公民館

(5)登米…栗原校…登米市迫公民館

※通学可能であれば、どちらの学校でも応募できます。

募集人員 各校40人

学習日 平成19年4月から月2回

年間22回…2学年制

募集期間

平成19年1月5日(金)まで(必着)

入学金 5,000円

受講料 15,000円

※申込書は、生涯学習担当課、公民館およびホームページから入手できます。

申・問 宮城県社会福祉協議会

TEL 022・225・8477

ホームページ

http://www.miyagi-sfk.net/

【休日・夜間納税窓口開設】

11月の日程は次のとおりです。

休日 11月19日(日) 午前8時30分～午後5時15分

夜間 11月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)
午後5時15分～7時

ところ 本庁納税課

問 納税課 (内線586、242)

今月の税金

固定資産税 第3期

国民健康保険税

第8期

納期限 11月30日(木)

市税等の納付は、
簡単・便利・安心な
口座振替で

お申し込みは、市指定
金融機関・納税課・各
総合支所・各支所へ

問 納税課(内線588・246)

— 裁判員制度広報用映画 — 「評議」 上映会 & 裁判員制度説明会のご案内

平成21年から始まる裁判員制度について、映画を見ながら理解を深めてみませんか？

上映後、裁判員制度についてのわかりやすい説明会も行います。ぜひ、お気軽にご来場ください。(入場無料)

とき 11月10日(金) 午後1時30分～ ところ 石巻文化センター

※定員になり次第締め切りますので、入場希望の方はお早めに下記までお申し込みください。

申・問 仙台地方裁判所石巻支部 TEL 22-0361

●『家族教室』のお知らせ

県石巻保健福祉事務所では、「アルコール依存症と診断されている方」・「飲酒による暴力など問題行動がある方」の家族を対象に、家族教室を開催します。

ところ 石巻保健福祉事務所(石巻合同庁舎となり旧保健所棟)2階会議室(東中里一丁目4-32)

11月17日(金) 講話「アルコール依存症ってどういうもの？」・グループミーティング

講師 東北会病院 精神保健福祉士 斎藤光央氏

12月14日(木) 講話「アルコール依存症者への家族の対応方法について知ろう」・グループミーティング

講師 斎藤光央氏

1月18日(木) 講話「地域で開かれている断酒会・AA・アラノンって？」・グループミーティング

講師 斎藤光央氏 NPO法人宮城県断酒会 鈴木武氏

※時間はいずれも午後1時～2時30分

申し込み方法 各開催日の前日まで電話にて申し込み。

申・問 宮城県石巻保健福祉事務所 TEL 95-1431



相談所あんない

相談は有料の表示があるものを除き、無料です。いずれも秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。(原則として祝祭日はお休みです。)

暮らし

- 市民相談センター (市役所第1分庁舎2階) ☎95-1111
月～金曜 8時30分～16時30分
市民相談 (内線450) 家庭児童相談 (内線430)
母子支援相談 (内線445)
- 少年センター (市役所第4分庁舎1階) ☎95-1111 (内線390)
月・火・木・金曜 8時30分～16時30分
- 法律(弁護士)相談
市主催法律相談 ※有料(1回30分2,000円)
8日(水)・22日(水) 10時30分～16時(中央公民館)
定員18人(電話で予約が必要です。同一年度内1回まで)
予約受け付けは随時行っています。
☎ 広報広聴課 ☎95-1111 (内線212)
- 仙台弁護士会石巻法律相談センター ※有料(30分以内1件5,000円)
(石巻駅前ビル4階 穀町12-18) ☎23-5451 (火・木のみ)
火・木曜 10時20分～15時30分
(受付は10時～15時。定員になり次第締め切り)
☎ 仙台弁護士会法律相談センター ☎022-223-7811
- 県民相談(県合同庁舎) ☎95-1411 (内線271)
月・火・木・金曜 9時～16時
- 消費生活相談(市役所第1分庁舎2階) ☎95-1111 (内線319)
月～金曜 10時～16時 ☎23-5040 (直通)
- 県消費生活相談(県合同庁舎3階県民サービスセンター)
月～金曜 9時～16時 ☎93-5700
- 無料人権相談
7日(火) 10時～15時 北上総合支所
9日(木) 10時～15時 河北総合支所
16日(木) 10時～15時 河南老人福祉センター
仙台法務局石巻支局 ☎22-6188
- 農家相談(農村環境改善センター) ☎72-2004
6日(月) 13時30分～15時
相談事項 農地および農業者年金に関すること

行政

- 行政相談
市役所(中央公民館) 1日(水) 13時～15時 ☎95-1111 (内線212)
河北総合支所(河北保健センター) 24日(金) 10時～15時 ☎62-2111
河南総合支所(河南老人福祉センター) 16日(木) 10時～15時 ☎72-2111
雄勝総合支所 ☎57-2111* 桃生総合支所 ☎76-2111*
北上総合支所 ☎67-2111* 牡鹿総合支所 ☎45-2111*
※定期開催ではありませんので、日時をご確認ください。

子ども

- 県石巻地域子どもセンター(県合同庁舎)
18歳未満の子どもに関する相談
月～金曜 8時30分～17時15分 ☎95-1121
- 子育てダイヤル相談(子育て支援センター)
月～金曜 9時～16時 ☎24-1260

健康・福祉

- 福祉相談(生活相談) 石巻市社会福祉協議会 ☎96-5290
本所(社福協ビル) ☎96-5290
河北支所(福祉活動センター) ☎62-1077
(管内の方を対象に専門的な相談にも応じています)
ボランティア活動相談 月～金曜 9時～17時
石巻市社会福祉協議会各支所ボランティアセンター
- 老人福祉センター寿楽荘の高齢者相談 ☎23-1718
生活相談 火、金曜 10時～15時
健康相談 28日(火) 10時～11時30分
[休館日] 毎週月曜日のほかに3日(金・文化の日)と
23日(木・勤労感謝の日)

介護

- 各地域包括支援センター ※()内は担当地区
中央(石巻・門脇) ☎21-5171 稲井(稲井・住吉・河北) ☎93-8166
蛇田 ☎92-7355 山下(山下・釜・大街道) ☎96-2010
渡波(渡波・萩浜・牡鹿) ☎25-3771 湊 ☎25-3252
雄勝(雄勝・北上) ☎61-3732 河南 ☎86-5501
ものう(桃生) ☎76-5581
- 各在宅介護支援センター
住吉 ☎92-6733 青葉(釜・大街道) ☎21-8206
大森(河北) ☎62-1116 河南西 ☎73-2117 北上 ☎61-7023
鮎川(牡鹿) ☎44-1652

交通事故

- 県交通事故相談(県合同庁舎3階県民サービスセンター)
火～金曜 9時～16時 ☎95-1411 (内線241)
- 交通事故に伴う自動車保険請求相談
(仙台自動車保険請求相談センター)
月～金曜 9時～17時 ☎022-223-9222

各種無料相談会のご案内

なくそう。守ろう。女性への暴力

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
(11月13日(月)～19日(日))

法務省人権擁護局および全国人権擁護委員連合会では、11月13日(月)から11月19日(日)の間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに困っていたら、ご相談ください。電話にて相談をお受けします。相談は無料で、秘密は固く守ります。(予約不要)

とき 11月13日(月)～17日(金)
午前8時30分～午後7時30分

11月18日(土)・19日(日)
午前10時～午後5時

ホットライン ☎0570-070-810

相談役 女性の人権擁護委員および弁護士

※弁護士の相談担当日時については、あらかじめ、お問い合わせください。

☎ 仙台法務局人権擁護部 ☎022-225-5611

オストメイト相談会

＜人工肛門・人工膀胱を造設された方へ＞

とき・ところ

(1)ウロ部会 11月18日(土) 午後1時～4時
仙台市荒町市民センター(第3会議室)

(2)イレ部会 11月25日(土) 午後1時～4時
仙台市福祉プラザ(第2研修室)

対象 県内のウロストミー・イレオストミーおよび家族

内容 術後のケア、補装具、社会生活、福祉制度などについて

☎ (社)日本オストミー協会宮城県支部
☎・FAX 0228-32-4234

消費生活相談室からのお知らせ

＜電話機のリース契約トラブル＞

最近、小規模事業者を中心に、「電話代が安くなる」と勧められて電話機のリース契約をしたが、リース料が高額なので解約したいという相談が増えています。

特定商取引法では、営業のために締結した契約は、同法の適用を受けないと規定されていますが、事業用というよりも主として個人用、家庭用に使用するのであったときは、クーリング・オフや取り消しの申し出ができる場合があります。詳しくは消費生活相談室にご相談ください。

☎ 消費生活相談室 ☎23-5040 (直通)